
11 訂版「職業訓練における指導の理論と実際」 追録

359 ページ「6-3 雇用対策法」は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律」に題名を改め、改正されました。

6-3 を以下のとおり改めます。

6-3 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に 関する法律

6-3-1 目 的

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に
関する法律（以下、「労働施策総合推進法」という。）は、国が、少子高齢化による人口構造や経済社会情勢の変化等に対応し、労働に関してその政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的としている。

6-3-2 法制定の背景

我が国の経済は、1960年代後半以降高度成長を続け、これに伴い1965年前後から労働市場の基調も労働力過剰から労働力不足へと転換し、雇用需要が拡大するとともに雇用情勢も著しく改善された。

しかしこうした半面、若年労働力、技能労働力の不足、中高年齢者等の再就職難等が問題となり、さらに、労働力需給がひっ迫する過程において年齢別、職業別、地域別等の労働力需給の不均衡が顕著になるものと予想され、これをそのまま放置すれば、労働者がその能力を有効に発揮する上で大きな障害となるだけでなく、国民経済の円滑な発展を阻害するものと考えられた。

このような雇用情勢に対処し、完全雇用の達成を目標として雇用政策を計画的・総合的に推進するために雇用対策法として1966（昭和41）年7月に制定されたものである。

さらに、労働者が安心して働くことができる社会の実現を図るため、労働に関し、施策の基本的理念、国が総合的に講ずべき施策等を定める必要があることから、労働施策総合推進法と題名を改め、2019（平成31）年4月に施行された。

6-3-3 法律の果たしている役割

労働施策総合推進法の成立は、我が国の雇用法制史上画期的な意義を持つものであった。すなわち、労働施策総合推進法は我が国の法律としては初めて近代福祉国家に共通の理念である「完全雇用の達成」を国の政策目標として掲げ、政府全体がこの目標に向かって雇用政策を総合かつ積極的に推進することを宣言したものである。

従来の我が国の雇用政策は、労働力過剰の情勢の下で、経済成長から取り残された労働者の失業救済的な対策に重点が置かれてきた。しかし、労働力不足の情勢の下で、労働者の職業の安定を図り、あわせて産業が必要とする労働力を確保するためには、従来の経済・産業政策に従属した雇用政策ではなく、労働力の流動化、労働者の能力の開発を通じて経済成長に寄与する積極的雇用政策を展開することが必要であり、労働施策総合推進法はその基盤を築いたものである。

2019（平成31）年4月改正により、国は、労働者の多様な事情に応じた職業生活の充実に対応し、働き方改革を総合的に推進するために、労働時間の短縮その他労働条件の改善、多様な就業形態の普及等の施策を規定し、労働者が有する能力を発揮できるようにするため、求職者及び求人者に対する指導、職業訓練の充実、職業転換給付金など、国が講ずるべき施策についての基本方針を定めることとした。

また事業主は、その役割の重要性に鑑み、職業生活の充実に対応した労働時間の短縮その他の労働環境の改善等、労働者が就業できる環境の整備に努めなければならないとしている。

例えば、職業安定法の第1条（目的）の「この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律と相まって、・・・職業紹介事業等を行う」といった規定や、職業能力開発促進法の第1条（目的）の「この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化」とあるように、労働施策総合推進法は、労働施策の基本法であり、雇用政策の法体系上、総則的な位置づけといえる。

< 職業能力開発に関係する条項 >

第1条（目的）のほか、第4条（国の施策）、第16条（職業訓練の充実）、第17条（職業能力検定制度の充実）が規定されている。

* P.360の下から10行目「第62条（雇用安定事業）、第63条（能力開発事業）」を削除